

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故による避難の結果、別離を余儀なくされたことを考慮して、別離が生じていた平成23年8月から平成25年10月まで（ただし、別離状態が解消していた期間を除く。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したこと等を考慮して、平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として上記別離による増額分とは別に月額3万円が、申立人父の就労不能損害について、平成27年3月分から同年12月分まで、避難中の就労状況等を考慮して、原発事故前の収入額の8割相当額と上記期間の実収入額との差額が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「X1」という。）、同X2（以下「申立人X2」という。）、同X3（以下「申立人X3」という。）、同X4（以下「申立人X4」という。）、同X5（以下「申立人X5」という。）及び申立人X6（以下「申立人X6」という。）（以下、申立人全員を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目：申立人X1の就労不能損害

損害期間：平成27年3月1日～平成27年12月末日

金額：31万3356円

(2) 損害項目：申立人らの精神的損害（増額分）【家族間別離】

損害期間：平成23年8月20日～平成25年10月24日

（平成24年11月10日～平成25年8月末日を除く）

金額：54万円

(3) 損害項目：申立人らの精神的損害（増額分）【妊婦・乳幼児を連れての避難】

損害期間：平成23年3月11日～平成27年2月末日

金額：144万円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金229万3356円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年10月31日

(仲介委員 大汐 義光)